

# 職員の給与に関する勧告



## 別紙第2

# 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について次のとおり勧告します。

## 1 期末手当及び勤勉手当について

### (1) 令和3年12月期の支給割合

#### ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分(特定幹部職員にあつては、0.925月分) とすること。

#### イ 再任用職員

期末手当の支給割合を0.625月分(特定幹部職員にあつては、0.525月分) とすること。

#### ウ 特定任期付職員及び任期付研究員

期末手当の支給割合を1.575月分 とすること。

### (2) 令和4年6月期以降の支給割合

#### ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分(特定幹部職員にあつては、1.0月分) とすること。

#### イ 再任用職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分(特定幹部職員にあつては、0.575月分) とすること。

#### ウ 特定任期付職員及び任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1(2)については令和4年4月1日から実施すること。

